

第8回 袋井市水道料金等懇話会議事録 (要旨)

期 日 平成26年12月19日(金) 午後1時15分～4時10分

場 所 袋井市役所 5階 第1委員会室

出席者 委員：西野勝明、田代景子、兼子文夫、高橋正則、金原萬七、豊田富士雄、
新海智美、柴田 猛、衛藤徹雄、村田朝子
(設置要綱順による 出席者10名)

市 : 水道部長、水道課(4名)、下水道課(4名)

コンサル：大場上下水道設計(1名)、日本水工設計(2名)

□ 開 会

□ 部長挨拶

今回は懇話会の意見書の素案を提示する。この意見書は、前回までの懇話会に頂いた水道事業と下水道事業についての意見や提言を取りまとめたものである。その内容について意見を頂き、最終案を取りまとめていきたいため、審議をよろしくお願いします。

□ 議 事

1. 第7回懇話会会議録報告(資料1)
2. 第7回懇話会の下水道使用料等に係る質疑事項について(資料2)
3. 袋井市水道料金等懇話会意見書(案)について(資料3)

□ 質 疑

1. 第7回懇話会会議録報告

田代委員

Q. P.11の「4,000万」のように、発言では単位が抜けていても議事録としては「4,000万円」のように単位を付けるべきではないか。

安間課長

A. 修正する。

村田委員

Q. P.16の「5年に一度これを」を「5年に一度これが」に、「無策」を「愚策」に修正願いたい。

2. 第7回懇話会の下水道使用料等に係る質疑事項について

西野会長

Q. P. 2 の 2 ヶ月当たりの料金表は意見書には添付されず、1 ヶ月当たりの料金表となっているが。

石川課長

A. 条例が 1 ヶ月当たり表記であるため、意見書はそれに合わせた。前回の懇話会資料で、水道課の資料が 2 ヶ月当たりの表記であったため、それに合わせた資料である。

白井部長

A. 参考資料として、2 ヶ月当たりの料金表を意見書に添付して提出する予定である。

柴田委員

Q. 議事録への質問に戻ってしまうが、P. 13 の特別会計と企業会計についてだが、現在、下水道事業は特別会計であるが企業会計に移行した場合、収支が変わるのか？

白井部長

A. 特別会計と企業会計の違いは、特別会計は収入と支出の対比だけであるが、企業会計は損益計算書等を作成する必要がある、企業や商店等で採用されている会計方法と同様である。現在、下水道事業は特別会計であるが、経営状況等を市民に見て頂くためには、企業会計で資産状況を公開する必要があるとの考えのもと、国としては平成 32 年に企業会計への移行を目指して取り組んでいる。決算書としては、特別会計と企業会計では全く別の物となる。

柴田委員

Q. すると、収支状況は変わるということか？つまり、赤字の状況が黒字になることはないか？

白井部長

A. 財源として使用料収入だけを見ると赤字となるが、その補填財源として一般会計からの基準内繰入があるため、経営上は赤字になるとは想定し難い。

柴田委員

Q. それは分かるが、帳面上、赤字になるのか？

白井部長

A. そのような状況にはならないと考えている。

村田委員

Q. 料金改定はいつからの予定か？

白井部長

- A. 今年度、意見書を取りまとめて市長に提出した後、市長としては受理した内容で事業を進めていく。その後のスケジュールとしては、市民への広報活動や議会対応等を考慮すると、平成 28 年 4 月から改定できればと考えている。

3. 袋井市水道料金等懇話会意見書(案)について

(1) 水道事業について

衛藤委員

- Q. P.3 の「(1)水道事業の現状と経営課題への取組」について、東日本大震災の発生により、実際に袋井市の水道料金収入が減ったのか？また、社会経済状況の変化によって、どのように料金収入が減ってきたのか？説明が不十分ではないか。

安間課長

- A. 有収水量のデータとしてはないが、震災後に環境省が行った震災後に重視することの意識調査において、「節電・節水」との回答が 43%であったことから、このように記載した。次に、社会状況変化については、前回の料金改定は平成 20 年、21 年に懇話会が開催され、平成 22 年度から現行料金体系になった。その後、リーマンショック、ユーロ危機、東日本大震災が発生し、前回料金改定時に見込んでいた有収水量に対して約 1 割減少したため、このように記載した。

衛藤委員

- Q. はっきり言えば、前回の料金改定時の収入の予測が甘かったのではないかと？経済情勢の変化や東日本大震災の発生により、実績値がそこまで下回るとは疑問である。震災後に節電や節水意識が高まることかは理解できるが、地震の発生地域でない袋井市で、高い節水意識をもって実際に節水を行っていることを示すデータが無い状況で、このように記載してよいのか？

安間課長

- A. データとしては、給水人口、給水戸数、有収水量がある。有収水量が減った要因としては、リーマンショック以降の経済危機、東日本大震災が挙げられる。一方、社会の中にシャワー、洗濯機、トイレ等の節水器具が広く普及した。これらは、リフォームや買い替え等で自然に節水する状況となる。これらの背景で、社会経済状況の変化と記載した。

衛藤委員

- Q. 何でもかんでも東日本大震災と結びつけるのは安易ではないか。また、節水器具が普及して使用量が減少していることは理解できる。袋井市として節水

に取組んだ結果、使用量が減ったということはないか？

安間課長

A. 市として、節水を呼び掛けることは行っていない。

西野会長

Q. この部分は、給水人口の予測値と実績値の乖離状況や、一人当たりの使用量の低下について上手く説明できればよいのではないか。

白井部長

A. 人口の推移については実績値が出ており、前回の料金改定時に予測した結果では、平成 25 年度の人口で約 3,500 人が予測値よりも下回っている。また、手元に資料はないが、一人当たりの使用水量についても減少している。

安間課長

A. 前回の料金改定以降の給水人口、給水戸数、有収水量の予測値と実績値の比較表をお配りする。この表が示すように、平成 25 年度において、給水人口で 4%、給水戸数で 4.6%、有収水量で 10.2%のズレが生じている。

西野会長

Q. この部分については、もう少し分かりやすい説明となるように。

兼子委員

Q. 東日本大震災という言葉を入れたいのであれば、「また、大規模災害時でも…」の件の部分に使用する方が良いのでは。

白井部長

A. 東日本大震災の発生を要因とするよりは、現状がどのように変化してきたかを主眼に再構成する。

田代委員

Q. P. 9 の内部留保資金の「施設改良予備費」という表現について違和感がある。運転資金と並列するのであれば、「施設改良のための予備資金」のように、「費」という言葉は避けた方が良いのでは。

白井部長

A. 修正する。

兼子委員

Q. 準備金はどうか。

田代委員

Q. 「予備」という表現が緩い気がする。

白井部長

A. どういった名前が最も妥当か再検討する。

兼子委員

Q. P. 5 の「収納率向上への取組」について、以前の懇話会で給水停止は最終手

段との説明を受けたが、給水停止マニュアルや給水停止執行規則等はあるのか？

安間課長

- A. 給水停止については、条例に記載がある。実際に行う場合は、日本水道協会が発行している業務営業マニュアルに基づいて行っている。水道料金は私債権であるため、強制的な徴収が出来ない。その代りに給水停止が認められている。

兼子委員

- Q. このような文章になると一方的な感じがしてしまう。例えば、「生活者の状況を考慮し、規則に基づいて給水停止を行う」等の一方的に給水停止しているのではない、といった表現を付け加えた方が良いのでは。

安間課長

- A. 給水停止を行うまでには、督促状、催告書、給水停止予告書、給水停止通知書等の書類を送付し、回答が無い場合に給水停止を行っている。

兼子委員

- Q. そのようなことをやっているのであれば、手続きを踏んだうえでといった言葉を追加した方が、指摘を受けないと考える。

西野会長

- Q. 給水停止は新たな滞納者の発生を未然に防ぐ取組になるのか？

安間課長

- A. これまでの懇話会において、高額滞納者への対応についてご意見を頂き、既に高額滞納者への収納対策を実施している。状況としては、滞納額が少ない段階で払ってもらわないと、滞納額が多くなり払えなくなるため、こまめに払ってもらうことが、新たな滞納者の発生を防ぐことになると考え、このように記載した。

西野会長

- Q. 給水停止は滞納者に対して実施するのではないのか？

白井部長

- A. この部分は、新たな高額滞納者という意味を含めた表現であった。表現を修正する。

柴田委員

- Q. 二点質問がある。一点目は、追加資料で頂いた表で、(A)の値は予測値か？500人会議の方では人口が増加していると説明を受けたが、懇話会では人口が減少していると説明を受けた。これは、予測値と実績値が乖離してしまったということでしょうか？二点目は、「水需要拡大への取組」について、水道課の範疇ではないかもしれないが、深刻な問題であるから、もう少し具体的に記載できないのか？

白井部長

- A. 企業誘致をして水需要を増やすことが、市としても経済活動の活発化、雇用の確保、税金収入の増加等の面から、重要であると考えている。各市町では事業所の統合や海外への移転等により企業誘致に苦慮しているが、袋井市については、山科東工業団地や旧袋井市民病院東側に企業が誘致された。しかし、現実としては物流関係の業種が多い。水を多く使って頂くには食料品関係の業種が立地されるのが望ましいが、市としては、様々な業種が立地されるのが望ましく、一概に特定の分野に集中的にとは言えない。前回、豊田委員からご提案頂いた水の売却といった手法も含め、食料品関係の企業が進出してこられないか、産業振興課とともに検討していく必要はあると考えている。また、以前、夏場の熱中症対策としてミストシャワーの設置についてご提案頂いたが、小学校への設置が検討されている。

柴田委員

- Q. 企業誘致とは別の方法も検討していくことを記載してほしい。

白井部長

- A. 表現を修正する。

西野会長

- Q. 企業誘致以外の需要拡大策があれば記載した方が良い。

白井部長

- A. いろいろ課題があるが、意見書として記載するのは良いと考える。表現方法について再検討し修正する。

村田委員

- Q. P.5 の「民間委託の検討」について、袋井市ではスケールメリットが無いということだが、民間委託導入の可能性について検討する記載されている。可能性の検討とはどういうことか？

安間課長

- A. これまでは、検針、料金徴収、開閉栓の業務について民間委託を検討し、業界大手2社から見積を徴収したが、民間委託の方が経費がかかる結果であった。今後は、地域で民間委託が可能な業者があれば、少額の見積が出てくる可能性もあるため、こういったことも含めて検討していきたいという主旨である。

村田委員

- Q. では、3つ以外の業務で、企業が水道水を利用した事業案が出てきた場合、それらも民間委託の検討課題となるのか？

安間課長

- A. 水道事業は、生活用や産業用等、限られた用途の条件のなかで経営を行っており、水道水をペットボトルにして販売することは認められていない。

村田委員

Q. 大阪の水というがあるが。

安間課長

A. 浜松市も自己水源の水を「天竜の恵」としてペットボトル水を製造したが、これを営利目的で販売すると水利権の問題に係ってくるため、PR を目的として販売するとのことである。

村田委員

Q. 民間に委託して事業化する事は難しい？

安間課長

A. それは難しい。現在考えられる方法としては、水道課が管理している施設の運営や事業全体を民間に任せる方法がある。月見の里のような指定管理者制度の活用もある。これらについて検討していく必要がある。

西野会長

Q. PPP については制度改正があった。今後も検討の余地はあるということか。

安間課長

A. ある事業体で、民間に浄水場の建設から運営まで、すべてを委託したケースがある。しかし、袋井市は、自己水源をそのまま配水したり、遠州水道からの受水で賄っている。一つの事業で採算がとれるようなものがないため、民間委託は難しいと考えている。

白井部長

A. 遠州水道の課題と関係してくるが、県と遠州水道受水市町で企業団を設立する方法もある。可能性については、各市の状況もあるため一概に言えないが、長期的にはこれらも検討する必要性があるのではと考えている。

西野会長

Q. 逡増制の部分で、企業誘致に配慮した旨の説明は記載されているのか？

安間課長

A. P. 10 に中段、「また、厳しい経済状況・・・」の部分で記載している。

西野会長

Q. P. 8 の逡増割合を見直すべきとの議論では、企業誘致に配慮するといった考えはなかったか？

白井部長

A. P. 8 にも記載する。

新海委員

Q. P. 6 の「料金の定期的な検討」と P. 7 の料金算定期間の箇所、先ほど村田委員からの料金改定時期に関する質問に対し、平成 28 年 4 月から改定との回答であったが、ここに、「料金算定期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間」と記載されていることから、平成 28 年度から実施をしながら算定を

するということなのか？

白井部長

A. 料金改定にあたり、この5ヶ年の料金収入を算定し、経営が維持できることを判断する期間という意味である。

新海委員

Q. 平成28年度から新料金を実施するということか？

白井部長

A. 算定期間を10年のように長く設定すると、予測と現実が乖離してしまう可能性があるため、5年と定めてその都度見直しを行うという意味である。料金改定は、平成28年4月に実施したいと考えている。

新海委員

Q. 算定期間は変わらないのか？実施があつての5年間ではないのか？

白井部長

A. 料金案を策定するために、経費や事業費を試算した期間が5年間という意味である。

新海委員

Q. 年度は変わるということか？算定とは実施して算定するのでは？

白井部長

A. 見込み期間という意味である。

新海委員

Q. 実施しながら見直すということではなく、算定した後に実施するということか？

安間課長

A. 平成28年度から料金改定を行うにあたり、平成45年度までのシミュレーションは行っているが、平成32年度までの5年間は問題なく経営できるだろうという期間である。

西野会長

Q. 今の質疑は重要で、料金改定したら5年間は改定しないのか？

安間課長

A. 今回の懇話会で提言するのは、平成28年度から5年間である。ただし、その間に社会情勢が大きく変化した場合は、途中であつても見直しをする可能性はある。当面は5年と考えている。

西野会長

Q. スタートは平成28年度というのは、この部分から読み取った方が良いのか？

安間課長

A. 先ほど部長からも説明があつたが、今年度末までに意見書を提出頂ければ、市内部で検討し、議会に挙げ、市民への広報活動や準備期間を考慮すると、平成28年度になると見込んでいる。

金原委員

- Q. P. 8 からの新料金体系について、今回の改定に伴う値上率は、P. 9 の経過措置の部分に 4.2%と記載されているのみで、通常、こういった書類では最初に記載されるのではないか。あと、専門用語が多く出てくるが、意見書として提出するにあたり、用語集があった方が良いのでは？

安間課長

- A. 改定率の記載については修正する。また、用語集に件については、意見書は市長に提出する書類であり、承知している人への書類という前提があるため、そのような書類が必要か検討する。

金原委員

- Q. この意見書は市長に提出するのみか？それともインターネット等で公開されるのか？

安間課長

- A. 市長に提出し、議会にも報告する。また、要望があれば、情報公開という意味でも、インターネットに公開することも考えている。

西野会長

- Q. 料金表の新旧対照表のようなものは、意見書に添付しないのか？

安間課長

- A. 添付資料として添付する。

西野会長

- Q. P. 11 の表に「表 1」等の名前を付けて、本文を読んでいて分かりやすいようにした方が良い。また、改定率 4.2%の説明も記載すべきでは。

白井部長

- A. 意見書(案)を作成するにあたり、新料金の体系を説明するように作成したため、改定率が分かりやすい位置にくるように、構成を再検討する。

豊田委員

- Q. P. 4 の「自己水源のあり方」に記載されている「災害時における生活用の応急給水量(約 8,700m³/日)」というのは、いろいろな想定を反映させた水量か？

安間課長

- A. 一般的に、災害一ヶ月後に必要な生活用水量は、一人 100ℓと言われているため、それを賄う水量が 8,700m³/日である。事業用の水量は見込んでいない。

豊田委員

- Q. 飲み水だけか？

安間課長

- A. 飲み水以外に、洗濯や浴用も含まれている。

兼子委員

- Q. P. 11 の表について、消費税率 8%とあるが、10%になった場合に変わると思

うが、どこかに注釈を入れるのか？

白井部長

A. 条例が税込価格であるため、それを意識して作成している。意見書として税抜で作成し、参考資料として税込価格表を添付することも可能である。

兼子委員

Q. 税抜は専門的には分かりやすいが、払う側としては税込の方が良い。消費税が10%となった場合の料金表も記載しても良いのでは？

白井部長

A. 表現方法については検討させて頂く。

安間課長

A. 消費税については付いてくるものという考えから、市民に分かりやすいように8%の表を記載している。消費税改正については、1年半先延ばしになったが、不明な点もある。添付資料に消費税10%の表を追加するなど検討させて頂く。

西野会長

Q. 税制改定は不確定な部分がある。

白井部長

A. 消費税については確定していない段階で、市としても確定という扱いはできない。参考資料程度となってしまうだろう。

(2) 下水道事業について

村田委員

- Q. P16 の上の部分、4 行目の「懇話会においては本来であれば負担の原則に基づき」という文と、3 行目の「本来であれば、負担の原則に基づき」という文を入れ替えたほうがいい。「本来であれば」が上にいって、「必要があります。」の 4 行で終わり、「利用者の急激な」とされた方がいいと思う。

石川課長

- A. 組み立てを直させて頂く。

柴田委員

- Q. P13 の「全体計画区域」というのは市の面積なのか。戸数だと何%か。あるいは人口でも結構だが。

白井部長

- A. 全体計画では、計画人口は、袋井処理区が 5 万 3700 人、浅羽処理区が 2 万 2000 人と、合わせて 8 万人弱ぐらいが、計画としては下水処理をしていきたい区域の中での人口となる。面積は、袋井処理区が 1,962ha、浅羽処理区が 653ha であり、合わせて 2,615ha が全体計画の計画区域で、そのうち 30% が今整備されている状況にある。下水道が使える状況にある人口が 3 万 5700 人であり、全人口のうち 45% が下水道が使える状況になっている。管渠が整備されて使えるようになっている人のうち、実際に接続している人が 85% くらい。

柴田委員

- Q. 他に比べて多いのか、少ないのか。

白井部長

- A. 全国平均よりも接続率は上回っている。

柴田委員

- Q. P12 にある基準内繰入金は具体的に何か。

石川課長

- A. 污水处理費以外の基準外繰入金は、雨水処理に要する経費が対象になる。

渥美係長

- A. 雨水分は、基準内繰入金の中で何%までみていいという割合計算となる。雨水は本来川に流れるべき汚水が、下水道で処理することによって、雨水の縮小が図れるという考えで 42% 程度までは雨水として公費で賄うべきと認められた上、交付税措置でお金をもらったりしている。

柴田委員

- Q. 前にもらった資料に使用料で賄わないといけないと書いてあるが、これ以外にもあるということか。

石川課長

- A. これは基準内繰入をもとに計算しているので、汚水処理費の全体の基準外対象部分で、それ以外に基準内もある。

西野委員長

- Q. 資本コストも一部基準内に入っていなかったか。

白井部長

- A. 一部入っている。

西野委員長

- Q. 42%は雨水分としてみなしているのか。

石川課長

- A. 42%は雨水分とみなしている。

白井部長

- A. 考え方の原則として、雨水は本来河川整備でやるべきというもので、袋井市が採用している分流式では、汚水だけの管、雨は通常の排水路、河川に流れる。大都会の場合、雨水と汚水が同じ管に入っており、ニュースでマンホールが噴出しているのは、下水道管の中に雨水が侵入してしまうからであり、基本的に袋井市は雨が入って噴き出すことはありえない。都会では、雨と汚水と一緒に処理されているので、雨水の処理分については費用を分けて、基準内となって、雨水処理については100%公費でやることになっている今までの水路の整備と同じである。それに $+\alpha$ で公共下水道の中でも管渠整備の費用負担に相対的にパーセントが備わっており、人口規模によって充当しているパーセントが違う。袋井市の場合は42%になる。

柴田委員

- Q. 袋井市では雨水は入らないのか。

白井部長

- A. そうだ。雨水にかかるのは事務経費などもある。今の費用として雨水処理に係る費用は、袋井市の場合はほとんどない。

柴田委員

- Q. この程度の値上げで済むのか。

白井部長

- A. 基準内繰入ということで、本来下水道を運営する中で、公費が必要で、これだけは繰り入れていいですよという基準を出す計算式のことをお話しさせている。

柴田委員

- Q. 独立採算でやるのは違う気がする。

白井部長

- A. 合併処理浄化槽でやっても汚泥処理は公費で負担している。環境整備のための公共分の持ち分ということがいえると思われる。

西野委員長

- Q. すっきりしない。雨水と汚水が一緒に処理されているなら 42%でも公費分で見なすのはわかるが、分流になっているのならその分コストがかかっていないはず。明確になったら回答頂く。

高橋委員

- Q. P12 の農業集落排水事業の説明をお願いしたい。公共下水道事業と同じ使用料体系を採用していることから経営改善が求められている部分の説明をお願いしたい。また、P14 の下水道使用料の改定について、「5.4 億円程度」と書いてあるが、「程度」で済まされるのかというところが引っ掛かる。

石川課長

- A. P12 の農業集落排水事業の方は、H14 から供用開始している。公共下水道事業と同じ使用料の料金表を使っている。公共下水道事業と同じ料金体系を使っているの、公共下水道と同等に、経営改善をしていかないといけないことから、同じ使用料体系となっている。

高橋委員

- Q. 公共下水道事業と農業集落排水事業の 2 つの事業をやっているが、2 つとも同じような体系を取っているということか。

石川課長

- A. そのとおりである。また、「5.4 億円程度」ということだが、第 6 回の資料の図の説明をした。現状の使用料をそのまま維持した場合、基準外繰入金について 5.4 億円になる。今後、基準外繰入金をなるべく減らしていきたいということでシミュレーション等を行い、H60 年度には経費回収率を 100%にしていきたい。次回の改定では 12%程度の改定率をやって、増収を 4000 万円とする、第 1 回目の改定をやっていききたいということだ。

白井部長

- A. 表現は整理させて頂く。

田代委員

- Q. 水道のほうでは約 7 億円程度という言葉が使われている。統一するなら、水道も「程度」を抜くか、「約」を入れるべき。程度というのは、いいイメージがない。

白井部長

- A. 表現を統一する。

西野委員長

- Q. 金額は事実としてはっきりしている場合は、年度を入れた方がいい。

石川課長

A. 以前、H28 年度の見込額の表で 5.4 億円と出させて頂いたものなので、このままではよろしければ H28 年度の見込額として載せさせて頂く。

西野委員長

Q. 最新の H25 年度とかなり数字が違うのか。

石川課長

A. 以前、シミュレーションを出させて頂いたものは、H28 が 5.4 億円となっている。H26 年度は 5.42 億円なので実績値と大きな差異はなく、同じと言って頂いても支障は無い。

西野委員長

Q. H26 年度はまだ終わっていないが、基準外繰入金は年度当初で確定するのか。精算なのか。

石川課長

A. 精算になる。

白井部長

A. 決算ベースで計算し直して、基準外を分けて統計のほうへ反映している。

西野委員長

Q. H25 年度は精算が確定しているのか。

石川課長

A. 確定している。基準内繰入金について整理させて頂く。

衛藤委員

Q. 新下水道使用料の案と新水道料金の案の料金表を比べると、従量使用量が下水道の場合は 8m³ を除いて、9～25m³ になっている。水道は 1m³～25m³ になっていて、考え方の基本が違っている。統一したほうが分かりやすいのではないか。

安間課長

A. 水道の場合は、口径別に料金が違う。一般家庭に配給している 13mm、20mm については 8m³ の基本水量があるが、事業用は 1m³ からになる。

衛藤委員

Q. それを書いてくれないとわからない。わかりにくい。

安間課長

A. 表現に工夫をする。

金原委員

Q. P13 の 6 行目、「他部署」は、「署」なのか「所」なのかを確認して頂きたい。P14 について、大規模地震に備えるのは大事なのだが、液状化でマンホールの浮上対策があるのか。ないのに無理に入れる必要はないのではないか。また、水洗化率について、基本的公共下水道の場合、管をどんどん接続していかないとイケない。下水道の優位性を積極的に PR していくという部分、何

かと何かを比較して下水道のほうが有利だというわけではない。表現が引っ掛かる。最後の質問だが、P19「早期」という表現について、H28 からの実施でも「早期」と考えていいものか。

白井部長

- A. マンホールの浮上対策は、H24 年度から主要な幹線のマンホールを調査し、82 箇所は可能性があるという調査結果がでた。浮上の危険性があるところは、これから実施設計を行い、来年度から事業化を図っていく。対応策として、浮力があるので、マンホールの周りをおもりにする、圧力を分散させるように、マンホールの中に弁をつけておいて圧力かかった水圧を中に入れ込んでしまう等色々な方法がある。現地に適用しやすい、交通対策等も考慮して、適正な浮上対策をしていこうとしている。下水道の優位点の PR は、経済面、衛生面、環境面があってわかりづらいが、ひとつには広域的に処理することによって汚水が地域の中に流れない、すなわち処理水として一括処理することとは地域としては雨の時以外は外に流れなくなり、そこに溜まった水で害虫の発生も抑制される。処理水としては合併処理処理浄化槽と下水道の基準は同じだが、実際処理した処理水は下水道のほうが良い放流水を持っているという現実がある。そういう地域の環境がよくなるという点を PR していきたいという趣旨で書かせて頂いた。

石川課長

- A. 他部署の署は、役割や分担を決めるという意味が含まれているので「署」はこのままとさせて頂く。

金原委員

- Q. 管を布設した区域は基本的には繋がらないといけないのではないか。優位性うんぬんではなくて、法律的に繋がらないといけないということを PR して、早く接続して頂きたいと書いて頂きたい。優位性は何かと何かを比較した時のことだ。書き方がぬるい。もっと強烈に接続してほしいと書いてほしい。

白井部長

- A. 袋井市下水道条例では共用開始を図ってから 1 年以内を要するという事になっている。ただし、現実として、高齢者の一人世帯や駅前の密集地のように物理的に厳しいところがあり、強制的に強要出来ないところがある。余裕がある方については説明させて頂いているが、資金・物理的な理由で接続が難しい方がいるので、状況を勘案して、建て替えの時等をお願いしたりしているのが現状である。

豊田委員

- Q. P10 の「経済状況」と書いてある部分は、「経営状況」の間違いではないか。

白井部長

- A. P19 の「早期に実施」という表現だが、H28 年度にはスケジュールとしては持

っていきたいが、懇話会の中で H28 の表現をはっきりだしていいのかどうかというものもある。事務局としてスケジュールは H28 というものを持っているが、意見書として実施時期は、出来るだけ早く経営改善した方がいいという表現をしている。きっちり H28 にした方がいいということなら、H28 年度からの表現をすることもあり得る。

西野委員長

Q. 役所では「早期に」「速やかに」「可及的速やかに」等表現が色々あるが、「速やかに」というと来年、「早期」は半年～1 年のイメージなのか。

白井部長

A. 「早期」は 2～3 年のニュアンスなのだが、年度で区切った表現ではない。

金原委員

Q. 何年に実施するのが望ましいと「望ましい」が入っているので、年度を入れても問題ないのではないか。事務局としては年数を入れた方がいいのではないか。H28 を基にして、事務局の方が言いやすいのではないかと。経営改善状況等を勘案すると水道は特にはっきり書いた方がいいのでは。

安間課長

A. 委員の方の意向ということで、「H28」と書かせて頂ければ、懇話会では強く言っていると我々は言いやすい。みなさんの合意が取れるかということがある。

白井部長

A. 最終に意見書がまとまって、市長に提出する際、最終的には市民のみなさんへの周知、説明、議会での議決というところがあるので、事務局としてはスケジュール的なものを考えているが、段階を経ていく中で少し余裕を持っておいた方がいいという意味での配慮した表現になっている。切迫した経営状況なので、やったほうがいい、はっきり表現したほうがいいということならば、みなさん方の合意の中で表現していくのはやぶさかではない。議会に対しても、懇話会でこういう意見が出たということで、後押しをして頂いて出していけるということに繋がっていく。表現を理解して頂けるのであれば、H28 と明記することも考えている。

村田委員

Q. 金原委員に賛成である。この金額で過去の計算をしていると、市民の税金が借金の利子のほうに回っていて、1 日も早く利子を軽減するのが大切だ。時期をきちんと決めて提案することが大切だ。

西野委員長

Q. 事務局としては、年度が指定されると困ることがあるのか。

安間課長

A. 困らない。しかし、もう少し H28 年度の根拠を明確にしないといけない。委

員の方々は、実施の時期の判断を事務局に預けるという考え方があるのではないか。

西野委員長

Q. 議会、住民から何か出てくるかもしれないのか。

白井部長

A. 当初、消費税 10%への増税予定があったので、時期的な部分の判断が難しかったが、1 年半先送りになったので、予定としては先行していくことになるが、それを踏まえて市長が最終決断をするので、その時の判断材料、議会の中での意見があつて、100%確定して H28 でいけるかは確約できないが、それに向けては努力する。H28 を目途に事業を進めていきたい。協議、議会の議決を経ていく中で、同意して頂けるように詰めていかないといけない。

高橋委員

Q. P15 使用料の算定期間を H28 から 5 カ年にするという結論に至ったという内容と、金原委員がおっしゃった早期にという部分がリンクする。出来るだけ早く安定性を保つということを考えると、早く解決するほうがいい。

西野委員長

Q. 急な社会経済変動みたいなものは、意見書案には考慮しているのか。

白井部長

A. 前回の水道料金の時は、合併の時に料金統一の約束があったので、年度内という目途があった。算定期間のこともあるので、「H28 を目途に」などの表現もできる。

柴田委員

Q. 遠慮しないで、やらないといけないのならやるべき。

白井部長

A. 年度は明確にする。

村田委員

Q. 早いほうがいいが、主婦の感情として、10%の消費税は市民にとっては大きい。社会情勢を勘案する等も入れて欲しい。

白井部長

A. 事務局のスケジュールとしては、H28 年の 4 月として考えているが、今年度中に意見書を頂けると、2 月議会に提言書を報告して、それを受けて市民への周知として、例えば地区毎、市内 3 ヶ所くらいで説明会をにしないといけない。それらを踏まえた中で、(来年の) 9 月議会くらいに条例改正をして、市民への周知を行い、平成 28 年の 4 月 1 日から適用という一連のスケジュールになる。平成 29 の 4 月に 1 年空いての消費税増税ということになるかと思う。

衛藤委員

- Q. 参考資料の P10 まえがきの 1 行目、「水道使用者の公正な利益」となっているが、水道料金算定要領の部分は「公平な利益」になっている。あえて変えているのか。

安間課長

- A. 算定要領は実際あるものであり、前回作ったものなので、経緯を確認する。

村田委員

- Q. 使う管を勝手に接続したものを調査する機関が行政にはあるのか。

安間課長

- A. 自分で出来るのでつないでしまったということが実際あった。土がかぶっていたらわからない。明らかに犯罪なので、悪質なものは警察に言う。その時は、過料を 5 倍まで掛けることができるが、3 倍掛けて料金を支払ってもらって決着を付けた。

村田委員

- Q. 密告とかない限りわからないということか。

安間課長

- A. わからないというより、わかりにくい。新規でやると難しいが、水道屋さんが通常やるものなので、水道屋さんがやれば指名登録が消されてしまう。新規でなければ、毎月の水量が急に下がった、上がったなどの数値からわかる。

西野委員長

- Q. 今日のご意見を基に、次回最終案を示してもらいたい。

白井部長

- A. 基準内繰入金について次回整理し説明させていただきます。
ご意見いただいた中身を構成して最終案を示したい。

事務局

第 9 回懇話会では、下水道に関する宿題、意見書の最終案を提示させて頂く。

第 9 回懇話会は 1 月 29 日午後を予定しており、意見書の提出日は 2 月 12 日 10:00 より会長と副会長が提出する予定となっている。